

岡山市道・スロープ連結部段差転倒事故 損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

岡山市道・スロープ連結部段差転倒事故

損害賠償請求事件

〔二審判決〕平成二一年七月一三日

岡山地方裁判所 請求一部認容

1 事件の概要

原告が、車椅子で岡山市の管理する市道から岡山県地方振興局分庁舎玄関に至るスロープを上がりかけたところ、道路面とスロープ（以下「本件スロープ」という。）入口が接する部分が窪んでいたため、後ろ向きに転倒し、負傷したとして、国家賠償法第二条に基づき、道路管理者である岡山市と本件スロープの設置者である岡山県に対し、損害賠償請求をした。（請求額…一二〇万八、三二〇円）

2 被告岡山県及び岡山市の瑕疵の有無

① 岡山県（スロープ設置者）の瑕疵について

ア 原告の主張

本件事故は、市道路面と本件スロープの登り口が窪みを形成していたこと及び本件スロープ自体の傾斜が急であることが原因となつて起きたものである。本来、本件スロープは、原告のような車椅子使用者の使用する設備であるから、車椅子を使用しても転倒することのないような安全な構造にすべきところ、その勾配は県が官公庁舎等高齢者の利用頻度が高い建築物における構造基準として自ら示した基準（二〇分の二）を大幅に超えるもの（四分の一）となっており、これを本件事故が発生するまで約一〇年もの間放置し、事故後はじめに改善したのであるからその管理に瑕疵があったことは明らかであると主張。

イ 原告の主張に対する被告の認否
県が示した基準は、あくまでもあるべき方向性を示したもので、決して事業者に義務づけるものではない。まして、この基準を満たしていないからと言って、瑕疵があるとされるものではない。

② 岡山市（道路管理者）の瑕疵について

ア 原告の主張

本件スロープは、その設置場所が市道上という場所的制約もあって、勾配は四分の一程度にせざるを得なかったが、これは車椅子を通常予想される使用方法で運転する場合に事故の発生が予想されるものではなく、通常有すべき安全性を欠いていたとはいえないと反論。

本件スロープは、市道に一体となって附合しているため、道路部分の所有権と一体となっており、市道管理者である被告岡山市にも管理義務がある。本件スロープは進入路として用いられており、このことが外見上も明らかである以上、岡山市には市道通行の安全性を確保するのみならず、進入路としての安全性を確保すべき法的義務がある。にもかかわらず、岡山市は車椅子を使用するには明らかに急な傾斜のまま本件スロープを放置しているからその管理に瑕疵があったものというべきであると主張。

イ 原告の主張に対する被告の認否

市道に接する敷地内への出入りについて

は、出入口の構造を市道の構造に適合させるべきところ、本件のようにスロープの設置を必要とする場合は、工事にあたり、道路法第二四条に基づき、道路管理者である岡山市の承認を得なければならない。そして、当該スロープの設置後、出入口の安全についての責任はスロープの設置者が負担することとなり、道路管理者が当該スロープについて進入路としての安全性を確保すべき義務を負うことはない。よって、本件市道が交通の用に供している範囲において何ら支障がない以上、岡山市には道路管理上の瑕疵はなく、また、そもそも市は本件スロープの設置工事についての承認もしていないため、本件事故についての責任を問われることはないと反論。

3 判決の要旨

被告岡山市について、原告の損害に対して金九〇万円の支払義務があることを認め、被告岡山市については原告の請求を棄却した。

4 判決のポイント

① 岡山県の瑕疵について

本件スロープに続く庁舎敷地スロープの途中に車椅子マークの看板が掲示されており、本件スロープを車椅子使用者が通行することは当然

予想していたと認められるにもかかわらず、車椅子使用者が本件スロープを登ろうとすると、たとえ車椅子ごと後方に転倒することを予期しながら慎重に進行したとしても、必然的ともいふべき高い確率で前輪が浮き上がって後方に転倒することが認められたことから、本件スロープは通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険な状態にあったものと認められる。したがって、これを設置し、本件事故発生まで放置していた岡山市には公の営造物の設置及び管理上の瑕疵があったことは明らかであると判示。

② 岡山市の瑕疵について

本件スロープは、市道に一体となって付属されていたものであるから、事実上本件市道の付属物となっていたものと認められるが、市はスロープ自体をその本来の設置目的にしたがって庁舎への進入路として公共の利用に供していたものではない。本件スロープを庁舎への進入路として公共の利用に供していたのはあくまでも岡山県であって、市は本件スロープの付属した道路を市道として公共の利用に供していたにすぎない。

本件スロープに関して岡山市に管理上の瑕疵があったか否かは、市道としての通行に供され

る本件道路の付属物として、市道とともに一般の通行に供されるにつき、通常有すべき安全性を欠いていたかどうかによって判断されるべきである。してみるに、この点につき、原告の主張及び立証はなく、本件スロープが設置されていたとしても本件市道の通行に何ら支障があったことも認められないことから、市に道路管理上の瑕疵があったとはいえないと判示。